

# 組合員活動の再開の指針

2020年6月27日 制定

2020年8月1日 一部改定

2020年9月26日 一部改定

2021年3月27日 一部改定

◇当面しのめ組合員集会室、うはら多機能ホーム地域住民交流室は、閉館を継続します。

## 組合員活動における留意点 10ヶ条

- ① 「3つの密(密閉、密集、密接)」を避ける
- ② マスクの着用
- ③ 人との距離確保(最低1m、できるだけ2m)
- ④ 手洗いの徹底
- ⑤ 事前の体温測定、体調確認と記録。発熱や風邪の症状のある場合は、参加を控える。
- ⑥ 複数の人が触れる場所や物の、適宜、消毒
- ⑦ 1時間に2回以上の換気
- ⑧ 歌を控える。大きな声を出す機会を少なくする
- ⑨ 参加者名簿を作成
- ⑩ 参加しなくなった者に対し、状況の把握や参加の呼びかけなどを行う

## 舞踊、運動、歌唱関係の追加の留意事項

- ① 当面、屋外での活動が望ましい
- ② 屋内では1人当たり9㎡以上(人と人との距離は必ず2m以上)
- ③ 換気は30分に1回以上の外気との完全入れ替え(窓やドア等は常時開放が望ましい)
- ④ 大きな声を出さない
- ⑤ 舞踊、運動、歌唱の際もマスク着用が望ましい
- ⑥ 飲食禁止(水分補給のみ)
- ⑦ 接触時間は2時間以内

## 囲碁、麻雀関係の追加の留意事項

- ① 会話の自粛
- ② マスク&フェイスシールドの着用
- ③ 手袋の装着
- ④ 消毒(碁石、碁盤、麻雀牌等)
- ⑤ 手指消毒